

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年 5 月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成21年 5 月15日から平成22年 3 月31日まで
- 3 作業地域 佐賀県内全域